○厚生労働省告示第八十四号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の四第四項及び同法附則第十四条の三第四項並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の規定に基づき、平成二十三年度における同法による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項、附則第十九条の二及び附則第二十四条の規定により公示する。

平成二十三年三月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

区分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率	○・○○五○九一
省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・○一八七三
省令第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九七七五六
省令第九条第三項に規定する概算補正係数	一・○四六四七
省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額	三九四、○四八円
省令第十五条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・○四六九二
省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額	三七五、九三五円
省令第十七条において準用する省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率	○・○○五○九一
省令第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○七七六六
省令第十八条第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	マイナス○・七四六六七
省令第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○八九○四
省令第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九八六四四
省令第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額	百円
省令第二十条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額	百四十七円
省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	四円三十銭
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	○・○○一四四九
省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・一二七○三
省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○六四六五
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	四六、九六八円
省令第四十条に規定する加入者一人当たり負担額	四一、五八七円
省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	四円四十銭
省令附則第十八条の二に規定する加入者一人当たり負担見込額	二円七十銭
省令附則第十九条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三十二銭
高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の四第四項に規定する納付金概算拠出率	○・○○○五六三○三
法附則第十四条の三第四項に規定する支援金概算拠出率	○・○○六二二○九五

○厚生労働省告示第八十五号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十七条第二項の規定に基づき、平成二十三年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十一年度における全保険者平均前期高齢者加入率を次のように公示する。

平成二十三年三月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値	○・一二三九二二一四
省令第十五条において準用する省令第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率	○・一二五○○六二四

○厚生労働省告示第八十六号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十六条第四項並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号）の規定に基づき、平成二十三年度における健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十八条第一項の規定により公示する。

平成二十三年三月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫